

川崎市障害者（児）相談員設置要綱

（目的）

第1条 障害者（児）相談員（以下「相談員」という。）は、身体障害者及び知的障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の相談に積極的に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び地域における障害者福祉の推進、普及、啓発に資する業務を行い、もって障害者（児）の福祉を図ることを目的とする。

（委託）

第2条 市長は、各保健福祉センター所長、健康福祉ステーション所長又は各障害者（児）関係団体長が推薦した者のうちから、適当と認める者に対して、担当地区を定めて第4条に掲げる業務を委託するものとする。

（推薦）

第3条 各保健福祉センター所長、健康福祉ステーション所長又は各障害者（ ）関係団体長は、相談員を推薦しようとする場合は、人格見識が高く、社会的信望があり、障害者福祉の増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつその地域の実情に精通している者であって、原則として次の各号に掲げる者から適当と認められる者を推薦するものとする。

- (1) 身体障害当事者
- (2) 身体障害者の家族である者
- (3) 知的障害者の家族である者
- (4) 障害児の家族である者
- (5) 障害者福祉に現に携わり、障害者に理解がある者

（業務）

第4条 相談員は、次の各号に掲げる業務を委託されるものとする。

(1) 障害者（児）の生活、養育、家族関係等に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。

(2) 障害者（児）の福祉制度利用、就学、就労等について、関係機関の業務に協力すること。

(3) 担当地域住民等に対し、障害者福祉の正しい知識と理解を得るための普及、啓発に努めること。

(4) その他、前各号に付帯する業務を行うこと。

(関係機関との連携)

第5条 相談員は、その業務を行うに当たっては、保健福祉センター、健康福祉ステーション、障害者生活支援センター、障害者更生相談所、地域療育センター、児童相談所、障害者団体、民生（児童）委員、各障害者相談員等の関係機関との緊密な連携を保たなければならない。

(業務委託の期間及び欠員)

第6条 相談員の業務委託の期間は、2年とする。ただし、相談員に欠員が生じた場合、その補欠相談員の委託任用期間は、前任者の残任期間とする。

(業務委託の解除)

第7条 市長は、相談員が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、該当相談員に対する業務委託を解除することができるものとする。

(1) 業務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反したとき。

(3) その他相談員たるにふさわしくない言動のあったとき。

(服務)

第8条 相談員は、その業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 障害者（児）の人権を尊重すること。

(2)業務上知り得た個人の身上、及び家族に関する秘密を守ること。また、委託任用終了後についても同様とすること。

(3)相談員であることを証明する証票を常に携帯すること。

(記録及び報告)

第9条 相談員は、その業務を行うために必要なケース記録、その他の帳票を整備し、次の各号に掲げる四半期の終了後、翌月の15日までに障害福祉課に提出するものとする。

(1)第1四半期は4月から6月とする。

(2)第2四半期は7月から9月とする。

(3)第3四半期は10月から12月とする。

(4)第4四半期は1月から3月とする。

(活動費)

第10条 相談員の活動費は、月額3,000円とし、上半期及び下半期に分けて、支払うこととする。

(住所等の変更)

第11条 相談員は、住所、電話番号等に変更が生じた場合は速やかに障害福祉課に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

2 川崎市身体障害者(児)相談員設置要綱及び川崎市知的障害者相談員設置要綱は平成22年11月1日をもって廃止する。